

登録番号 第 21260 号

スタークルメイト<sup>®</sup>液剤 10

- 水稻のカメムシ・ウンカ・ヨコバイ類の防除、斑点米防止に優れた効果。  
 ● 無人ヘリ・空中散布にも使える。  
 ● だいち・えだまめの害虫防除にも使えます。

スタークルメイトは三井化学アグロ(株)の登録商標です。

有効成分	ジノテフラン・・・10.0%	包装	500ml×20 10L×2
性状	淡黄色澄明水溶性液体	有効年限	4年
毒性	普通物*	危険物	-

※普通物：「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省）に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

2019年11月6日現在の内容です。

作物名	適用場所	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジノテフランを含む農薬の総使用回数
稲	-	ウカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類	1000倍	60~150 ℓ/10a	収穫7日前まで	3回以内	散布	4回以内 (育苗箱への処理及び側条施用は合計1回以内、本田での散布、空中散布、無人航空機散布は合計3回以内)
		ウカ類 カメムシ類	300倍	25 ℓ/10a				
		ウカ類 カメムシ類	8倍	0.8 ℓ/10a				
		ウカ類 ツマグロヨコバイ	16倍	1.6 ℓ/10a			無人航空機による散布	
		ウカ類	30倍	3 ℓ/10a				
		カメムシ類	8倍	0.8 ℓ/10a				
		ウカ類 カメムシ類	30倍	3 ℓ/10a				
ウカ類 カメムシ類	30倍	3 ℓ/10a						
さとうきび	-	カンヤコバネガカメムシ 付ゴ類	1000倍	100~300 ℓ/10a	収穫45日前まで	3回以内	散布	5回以内 (粒剤は2回以内、液剤、水溶剤及び水和剤は合計3回以内)
だいち	-	カメムシ類 フタジヒメムシ ダイスサヤマハエ	1000倍	100~300 ℓ/10a	収穫7日前まで	2回以内	散布	3回以内 (は種時の土壌混和は1回以内、散布は2回以内)
		カメムシ類 ダイスサヤマハエ	8倍	0.8 ℓ/10a			無人航空機による散布	
		カメムシ類 ダイスサヤマハエ					空中散布	

作物名	適用場所	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジノテフランを含む農薬の総使用回数
えだまめ	-	カメシ類 フタズビヒメムシ ダズサヤマハエ	1000倍	100～300 ℓ/10a	収穫7日前 まで	2回 以内	散布	2回以内
		カメシ類 ダズサヤマハエ	8倍	0.8ℓ/10a			無人航空機による 散布	
		カメシ類 ダズサヤマハエ					空中散布	
らっきょう	-	アザシマ類 ハモグリハエ類	8倍	1.6ℓ/10a	収穫前日 まで	3回 以内	無人航空機による 散布	3回以内
いね科 牧草	-	アブラムシ類	1000倍	100～300 ℓ/10a	収穫7日前 まで	3回 以内	散布	3回以内
水田作物、畑作物(休耕田)	シ、ギ、スミ、セイカアワダチ等 の多年生雑草が優占している 休耕田	カメシ類	1000倍	60～150 ℓ/10a	-	3回 以内	散布	3回以内

については有効成分を含む農薬の総使用回数を示すものです。

#### 使用上の注意事項

- (1) 使用量にあわせ薬液を調製し、使いきる。空容器は圃場などに放置せず、3回以上水洗し適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
- (2) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
  - 1) 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - 2) 少量散布の際には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  - 3) 無人航空機による散布にあつては、散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - 4) 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - 5) 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車やカーポートの塗装等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  - 6) 作業終了後は次の事項を守ること。
    - イ. 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
    - ロ. 機体散布装置は十分洗浄し薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (3) 本剤を希釈倍数300倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度運動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- (4) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
  - 1) ミツバチ等の巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
  - 2) 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (6) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

#### 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

本剤は眼に対して弱い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨-----

- (1) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 空中散布又は無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 散布後は水管理に注意すること。
- (4) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。  
また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項-----

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。